

提案第8号

窓口業務の取扱いについて

- 1 祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届や印鑑登録等にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。
- 2 窓口業務にかかる手数料については、適正かつ応分の負担となるよう見直しを行うものとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 7 窓口業務の取扱い
調整の内容	1 祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届や印鑑登録等にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。 2 窓口業務にかかる手数料については、適正かつ応分の負担となるよう見直しを行うものとする。

【提案理由】

- 1 住民の利便を確保するためである。
- 2 差異のある手数料については、適正な負担となることを目的とするためである。

【法令・取扱通知等】

戸籍法(昭和22年法律第224号)

(戸籍事務の管掌者)

第1条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

2 前項の事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第2条

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

(1) 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(市町村長の責務)

第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

外国人登録法(昭和27法律第125号)

(新規登録)

第3条 本邦に在留する外国人は、本邦に入ったとき(入管法第26条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法第61条の2の6の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から90日以内に、本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれその外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から60日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては区。以下同じ。)の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。(以下省略)

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

(臨時運行の許可)

第34条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従って運行の用に供するときは、第4条、第19条、第58条第1項及び第66条第1項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長(「行政庁」という。次条において同じ。)が行う。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
住民登録及び戸籍事務	<ul style="list-style-type: none"> ・異動等の届出は本庁、市民センターで受付 ・証明書は本庁、市民センターで発行 <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録人口 99,253人 ・世帯数 34,323世帯 ・本籍数 33,366戸籍 ・本籍人口 91,074人 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動等の届出は役場で受付 ・証明書は役場で発行 <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録人口 23,047人 ・世帯数 6,653世帯 ・本籍数 9,403戸籍 ・本籍人口 25,850人 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動等の届出は役場で受付 ・証明書は役場で発行 <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録人口 13,238人 ・世帯数 3,982世帯 ・本籍数 5,251戸籍 ・本籍人口 13,986人 	<p>祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。</p>
印鑑登録・証明	<ul style="list-style-type: none"> ・登録は本庁において受付 ・証明書は本庁、市民センターで発行 ・登録証（カード）を発行 ・登録の際の登録証番号は自動付番 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録は役場において受付 ・証明書は役場で発行 ・登録証（手帳）を発行 ・登録の際の登録証番号は手入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録は役場において受付 ・証明書は役場で発行 ・登録証（カード）を発行 ・登録の際の登録証番号は手入力 	<p>祖父江町役場及び平和町役場で行っている印鑑登録にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。</p> <p>登録証については、当分の間、現行のものを使用する。</p>
外国人登録	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録システムで処理している <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録人口 1,815人 ・単独世帯数 891世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録システムはないので、登録原票で処理している <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録人口 82人 ・単独世帯数 46世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録システムはないので、登録原票で処理している <p>H15.4.1現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録人口 52人 ・単独世帯数 25世帯 	<p>支所における外国人登録にかかる窓口業務については、証明書の発行のみとする。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
臨時運行許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時運行の許可業務を行っている ・臨時運行許可 1両 750円 ・14年度実績 856件 	実施していない	実施していない	本庁のみの事務とする。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し 1通 300円 広域交付住民票含む ・除住民票の写し 1通 500円 ・除住民票記載事項証明1通 300円 ・戸籍の附票の写し1通 300円 ・除籍の除附票の写し1通 500円 ・住民基本台帳リスト閲覧 1枚 200円 リスト1枚 = 56人分 ・外国人登録原票記載事項証明書 1通 300円 ・外国人登録原票の写し1通 300円 ・外国人閉鎖登録原票記載事項証明書 1通 500円 ・印鑑登録証 1枚 200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し 1通 200円 広域交付住民票含む ・除住民票の写し 1通 200円 ・除住民票記載事項証明1通 200円 ・戸籍の附票の写し1通 200円 ・除籍の除附票の写し1通 200円 ・住民基本台帳閲覧 1件(1人単位) 200円 町が用意した閲覧転記用紙に記載した人数1人について200円 ・外国人登録原票記載事項証明書 1通 200円 ・外国人登録原票の写し1通 200円 ・外国人閉鎖登録原票記載事項証明書 1通 200円 ・印鑑登録手帳 1枚 無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し 1通 200円 広域交付住民票含む ・除住民票の写し 1通 200円 ・除住民票記載事項証明1通 200円 ・戸籍の附票の写し1通 200円 ・除籍の除附票の写し1通 200円 ・住民基本台帳閲覧 1件(1人単位) 200円 閲覧者が用意した閲覧転記用紙に記載した人数1人について200円 ・外国人登録原票記載事項証明書 1通 200円 ・外国人登録原票の写し1通 200円 ・外国人閉鎖登録原票記載事項証明書 1通 200円 ・印鑑登録証 1枚 200円 	<p>手数料については、適正かつ応分の負担となるよう下記のとおり見直すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票及び除住民票の写し 1通 300円 ・住民票及び除住民票記載事項証明 1通 300円 ・戸籍の附票の写し 1通 300円 ・除籍の除附票の写し 1通 300円 ・住民基本台帳リスト閲覧 1人 200円 ・外国人登録原票記載事項証明書 1通 300円 ・外国人登録原票の写し 1通 300円 ・外国人閉鎖登録原票記載事項証明書 1通 300円 ・印鑑登録 1枚 200円

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
時間外窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍届出書と関連住民異動届の受付 ・住民票、印鑑証明、戸籍附票の写しを交付 <p>(交付場所及び時間)</p> <p>本庁 平日：PM5：15～PM9：00 土日祝祭日はAM10～PM9：00</p> <p>図書館 土日の開館日のみ AM10～PM4：30</p> <p>年間取扱通数 957通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍届出書のみ受理(婚姻届出と同時の転入届は受領) ・住民票のみ交付 <p>(交付場所及び時間)</p> <p>役場 閉庁日及び平日の時間外 総合センター AM9時～PM9時 中央図書館 AM10時～PM6時(休日のみ) 青少年ホーム AM9時～PM9時 *役場以外は、閉館日は交付しない。</p> <p>年間取扱通数 23通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍届出書のみ受理 ・住民票のみ交付 <p>(交付場所及び時間)</p> <p>役場 平日：PM5：15～PM9：00 *土、日、祝日は交付しない。</p> <p>年間取扱通数 11通</p>	<p>人員の配置、交付日、交付対象は稲沢市方式とする。2町の交付場所は支所のみとし、本庁と同じ交付日とする。</p> <p>なお、稲沢市立図書館での交付は現行のとおりとする。</p>

【先進事例】

新設合併	さいたま市 (13.5.1)	市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。 既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。
	南アルプス市 (15.4.1)	サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。
	吉野川市 (15.10.27)	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないことを原則とし、調整に努めるものとする。
編入合併	新居浜市 (15.4.1)	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。
	田原市 (15.8.20)	窓口業務については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。